城　陽　市　提　出　用

平成　　年　　月　　日

（あて先）城陽市　　市長

年金事務所長　　印

担当

電話（　　－　　－　　）

# 年金納付記録の確認に伴う証明書の発行について

下記の者について、年金納付記録の確認のため、下記の事項を証明する住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍（除籍）全部事項証明書又は個人事項証明書等の発行をお願いします。

<table>
<tr><td rowspan="3">証明が<br>必要な者</td><td colspan="2">現住所</td></tr>
<tr><td>フリガナ<br>氏名</td><td>生年月日<br>西暦・明治・大正・昭和<br>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">※　確認を要する事項の□に✓を入れてください。</td><td colspan="2">□居住期間の確認【証明：住民票の写し・戸籍の附票の写し】<br>昭和・平成　　年　　月頃から　昭和・平成　　年　　月頃までの記載のあるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">（当時の住所）<br>城陽市</td></tr>
<tr><td>（戸籍の附票の写しの場合は、当時の本籍地）<br>城陽市</td><td>筆頭者</td></tr>
<tr><td colspan="2">（注意）※転出などで除かれた住民票（住民票除票）は、転出日から１０年経過している場合は発行できません。<br>この場合は、本籍地の役所で戸籍の附票の写しをご請求ください。<br>※転籍などで除かれた戸籍の附票の写しも、転籍日などから５年経過している場合は発行できません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□婚姻期間の確認【証明：戸籍全部（個人）事項証明証・除籍全部（個人）事項証明証】<br>（　　）との婚姻期間、結婚（離婚）年月日の記載があるもの</td></tr>
<tr><td>（当時の本籍地）<br>城陽市</td><td>筆頭者</td></tr>
</table>

（注意）１　本書は、城陽市内に住民票又は本籍地がある場合に限り使用できます。

２　城陽市では、証明書請求時に本人確認を行っています。本人がこの書面を持参させる場合は、運転免許証、パスポート（旅券）、住基カード、健康保険証などを窓口に提示してください。

３　代理人が、この書面を持参される場合は、本人が書いた委任状を添えて、代理人の運転免許書、パスポート（旅券）、住基カード、健康保険証などを窓口に提示してください。